

那須町「移住・定住」に関する助成・補助金制度一覧（令和3年4月1日現在）

種 別	名 称	概 要
出産 育児	こども医療費助成制度 (住民生活課) Tel0287-72-6909	【対 象】 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 【内 容】 医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成する。
	児童手当 (住民生活課) Tel0287-72-6908	【対 象】 中学生までの子どもを養育している方に、児童一人当たり下記の金額を支給する。 【内 容】 3歳未満 1万5千円 3歳から小学生（第1子、第2子） 1万円 3歳から小学生（第3子以降） 1万5千円 中学生（一律） 1万円 所得制限該当世帯 5千円
	（国民健康保険被保険者の方） 出産育児一時金 (住民生活課) Tel0287-72-6909	【対 象】 ①出産の日に被保険者の資格があること。 ②妊娠85日以上の出産（死産・流産を含む）であること。 ③健康保険法等の規定により、以前加入していた健康保険より支給を受ける場合は支給されません。 【内 容】 国保の被保険者が出産したとき、出産児1人につき42万円を上限に支給されます。なお、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は、40万4千円の支給となります。 ※国民健康保険以外の方は、加入している健康保険の担当窓口へお問い合わせください。
	妊産婦医療費助成制度 (住民生活課) Tel0287-72-6909	【対 象】 那須町に住所がある母子手帳の交付を受けた妊産婦 【内 容】 医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成する。 ※ただし、薬局を除く医療機関ごとに月額500円を自己負担していただきますので、振込みの際差し引かせていただきます。

種 別	名 称	概 要
出産 育児	乳幼児おむつ等購入助成券事業 (こども未来課) TEL0287-72-6959	<p>【対 象】 町内に住所を有し、出生から3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児の保護者</p> <p>【内 容】 子育てに必要な乳幼児用おむつ及びその関連商品を購入する費用の一部を助成する。 出生時→5万円相当 (1,000円券×50枚) 1 歳→4万円相当 (1,000円券×40枚) 2 歳→3万円相当 (1,000円券×30枚) 3 歳→2万円相当 (1,000円券×20枚) ※おむつ券は10枚綴りになっています。</p> <p>【購入対象商品】 紙おむつ 布おむつ おむつカバー おむつライナー おしりふき</p>
	1か月児健康診査費助成制度 (こども未来課) TEL0287-71-1137	<p>【対 象】 那須町に住所を有するおおむね1か月の乳児</p> <p>【内 容】 1か月児健診にかかる費用を助成する。助成額は乳児1人あたり5,000円を上限とする。</p>
	産後ケア事業 (こども未来課) TEL0287-71-1137	<p>【対 象】 那須町に住所がある、出産後4か月未満の産婦と新生児及び乳児であって、次のいずれかに該当する者。ただし、医療機関等での医療行為が必要である者は利用できません。</p> <p>①産後の身体機能の回復に不安を持ち、母体管理が必要な体調不良の者又は育児に不安があり、授乳、沐浴等の方法についての相談、助言指導等の支援が必要な方。</p> <p>②親族等から支援を受けることができず、家事、育児等の日常生活等を行うことが困難な方。</p> <p>【内 容】 ①産婦の身体的・心理的なケアや栄養・保健指導 ②適切な授乳をするためのケア (母乳のケア) ③育児や生活上の相談・指導</p> <p>【事業の種類】 ①宿泊型 医療機関等に宿泊してケアを受ける。 ②通所型 医療機関等に日中滞在してケアを受ける。 ③訪問型 自宅でケアを受ける。</p> <p>【利用可能日数】 1回の出産につき7日以内</p> <p>【自己負担金】 ①生活保護世帯に属する者：なし ②町民税非課税世帯に属する者：事業に係る費用の10分の1 ③①及び②以外の世帯に属する者：事業に係る費用の10分の2</p>

種 別	名 称	概 要
出産 育児	新生児聴覚検査費助成事業 (こども未来課) TEL0287-71-1137	【対 象】 町内に住所を有する新生児 【内 容】 新生児聴覚検査(初回及び確認検査)の費用を助成する。 助成額は新生児一人あたり5,000円を上限とする。
	妊産婦健康診査費助成制度 (こども未来課) TEL0287-71-1137	【対 象】 町内に住所を有する妊産婦 【内 容】 妊産婦に対して次の健康診査に要する費用を助成します。 ① 妊婦健康診査 妊婦に対して行う健康診査 助成額 第1回 20,000円 第8回 11,000円 第11回 9,000円 第2～7回、9～10回、12～14回 5,000円 ② 産後健康診査 おおむね出産後1か月の産婦に行う健康診査 助成額 5,000円
	不妊治療費助成制度 (こども未来課) TEL0287-71-1137	【対 象】 法律上婚姻をしていて、次のすべてに該当する夫婦 ①不妊治療が必要であると医師に診断され、治療を受けた方。 ②交付申請する1年以上前から、那須町に住民登録をしていること。 ③医療保険法における被保険者又は被扶養者であること。 ④町税を滞納していないこと。 【内 容】 保険診療適用外の不妊治療に係る費用が対象 ① 助成の額：1年度に支払った不妊治療に係る費用の2分の1の額(上限20万円)ただし、県の助成制度を受けている場合は、その額を控除した額が基準額となります。 ② 助成回数：1年度1回とし、通算5回まで助成。

種 別	名 称	概 要															
保健 福祉	特定疾患見舞金 (保健福祉課) TEL0287-72-6917	【対 象】 町内に住所を有する特定疾患者又はその保護者 【内 容】 年額1万円															
	各種予防接種 (保健センター) TEL0287-72-5858	【対象および内容】 那須町では乳幼児を対象とした定期予防接種や任意予防接種（おたふくかぜ・こどもインフルエンザ）や高齢者を対象とした高齢者インフルエンザ（65歳以上）、任意肺炎球菌（65歳以上）等にかかる費用の助成を行なっています。それぞれ、対象者の要件や補助額が異なりますので、事前にご確認ください。															
住居等	移住定住促進住宅取得等補助金 (ふるさと定住課) TEL0287-72-6955	【対 象】 那須町に在住の方で以下の各号に定める要件を満たす方。 ①住宅を取得又は現に居住している住宅の増改築を行ったこと。 ②町税及び公共料金等の滞納が無いこと。 ③住宅の延べ床面積が一般形誘導居住面積水準以上であること ④本人または配偶者のいずれかが満45歳未満であること。 ⑤那須町木造住宅耐震改修補助金又は町が交付する個人の建築関連に関する補助金の交付を受けたことがないこと。 【内 容】 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 40%;">①新築住宅取得の場合</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">30万円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基礎額</td> <td>②中古住宅取得の場合</td> <td style="text-align: right;">30万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③増改築の場合</td> <td style="text-align: right;">20万円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">加算額</td> <td>①町内に事業所を有する建築業者が施工した場合（新築住宅の場合）</td> <td style="text-align: right;">20万</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②町内に事業所を有する建築業者等が施工した場合（増築又は改築の場合）</td> <td style="text-align: right;">10万円</td> </tr> </table> <p>※基礎額＋加算額は50万円が上限となります。 ※申請期限は住宅の増改築又は登記が完了した日から6ヶ月以内となります。 上記のほか、住宅の構造（例：対象となる住宅は一般形誘導居住面積水準以上など）や増改築の方法によっては補助の対象とならない場合があります。事前に担当課までご確認をお願いします。 ふるさと定住課（0287-72-6955）</p>		①新築住宅取得の場合	30万円	基礎額	②中古住宅取得の場合	30万円		③増改築の場合	20万円	加算額	①町内に事業所を有する建築業者が施工した場合（新築住宅の場合）	20万		②町内に事業所を有する建築業者等が施工した場合（増築又は改築の場合）	10万円
	①新築住宅取得の場合	30万円															
基礎額	②中古住宅取得の場合	30万円															
	③増改築の場合	20万円															
加算額	①町内に事業所を有する建築業者が施工した場合（新築住宅の場合）	20万															
	②町内に事業所を有する建築業者等が施工した場合（増築又は改築の場合）	10万円															

種 別	名 称	概 要
	住宅建設資金利子補給制度 (ふるさと定住課) TEL0287-72-6955	【対 象】 ①町内に住所を有する者、及び町内に住所を有しようとする者 ②町内に自分の住宅を新築又は増築し金融機関から住宅資金の貸付金を50万円以上受けている者 ③新築又は増改築(既設面積含め)面積が200㎡以内 【内 容】 住宅の新築又は増築に必要な資金を金融機関及び金融公庫より貸付を受けた場合、利子の一部を補助する ①対象となる貸付限度 貸付金のうち500万円以内を対象とする ②利子補給率 年利2%以内 ③期 間 5年以内
住居等	グリーンハイツ田中子育て支援特例 (町からの土地購入者のみ) (ふるさと定住課) TEL0287-72-6955	【対 象】 グリーンハイツ田中に3年以内に住居を建築し居住すること。 【内 容】 中学生までの子供がいる世帯に対して、販売価格から子供一人につき100万円を減額(販売価格の9割相当分限度)
	グリーンハイツ田中地盤補強工事の減額 ※町からの土地購入者のみ (ふるさと定住課) TEL0287-72-6955	【対 象】 定住を目的にグリーンハイツ田中を購入し、住宅を建築すること。 地盤調査の結果、地盤改良を要し、地盤改良工事を実施すること。 【内 容】 宅地の地盤補強工事を行う場合は最大150万円まで土地販売価格から減額(工法により変化)
	空き家バンク事業 (ふるさと定住課) TEL0287-72-6955	【対 象】 那須町に移住定住をお考えの方 【内 容】 空き家を売りたい・貸したい所有者と空き家を買いたい・借りたい利用者がそれぞれ登録を行い、利用者に空き家情報の一部を提供することで空き家の有効活用・那須町の活性化を図るもの。
	空き店舗等リフォーム補助金 (観光商工課) TEL0287-72-6918	【対 象】 空き店舗等を開業のためにリフォームする方、または5年以上営業の店舗をリフォームする方 【内 容】 リフォーム工事経費が20万円以上のもので、対象経費の2分の1の額 (50万円上限)

種 別	名 称	概 要
住居等	那須町木造住宅建築促進事業補助金 (農林振興課) TEL0287-72-6912	【対 象】 ①木造軸組工法又は木造丸太組工法により個人が建築する住宅で、延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供し、建築主等が居住する住宅を建築する場合 ②那須町に住民登録し定住している方 ③新築住宅取得後、那須町に住民登録し、定住する方 【内 容】 木材使用材積のうち、八溝材を60%以上使用した場合、購入価格の10%を補助。 (30万円上限)
	那須町生ごみ処理容器及び機械式生ごみ処理機械設置補助金 (環境課) TEL0287-72-6916	【対 象】 ①町内に住所を有し、居住している方 ②容器等を設置できる敷地を有する方 ③町内の斡旋販売登録店から購入する方 ④町税を滞納していない方 【内 容】 容器1基あたりの購入価格の2分の1以内とし、4千円を上限とする。 処理機1台あたりの購入価格の2分の1以内とし、5万円を上限とする。 ※1世帯につき容器は3基、処理機については1台まで対象とする
	空き家バンク登録建物リフォーム補助金 (ふるさと定住課) TEL0287-72-6955	【対 象】 ①空き家バンク利用登録者であること。 ②購入する空き家に移住し、かつ10年以上定住する意思があること。 ③町税に滞納が無いこと。 【内 容】 補助金対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額を補助する。 限度額は50万円を上限とする。

種 別	名 称	概 要
住居等	新築住宅に対する固定資産税の 減額措置 (税務課) TEL0287-72-6905	<p>【対 象】 ①専用住宅、又は併用住宅であること (併用住宅の場合住居部分の割合が2分の1以上であるものに限る) ②床面積要件。50㎡以上280㎡以下</p> <p>【内 容】 住居の用に供する部分(上限120㎡)について、以下の期間の固定資産税額の2分の1を減額</p> <p>①一般住宅…3年度分(長期優良住宅の場合：5年度分) ②3階建て以上の中高層耐火住宅等…5年度分(長期優良住宅の場合：7年度分)</p>

種 別	名 称	概 要
住居等	木造住宅耐震対策助成事業補助金 (ふるさと定住課) TEL0287-72-6955	<p>【対象となる住宅】 補助対象住宅は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前の耐震基準により町内に建築された住宅 ・地上2階建て以下の在来軸組工法により建築された住宅 ・賃貸を目的としない住宅 <p>※木造住宅耐震改修等事業の場合は、上記に定めるもののほか、耐震診断を受けた者が耐震診断結果に基づき耐震改修又は耐震建替えを行う住宅であること。</p> <p>※耐震建替えを行う場合は、上記に定めるもののほか次に掲げる要件を全て満たす住宅であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果が判明する前に、建替え後の住宅に係る築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認申請(以下「確認申請」という。)をしていないこと。 ・移転補償に係る事業の対象になっている場合は、当該補償の内容が再築ではないこと。 <p>【内容】 ○木造住宅の耐震診断事業 (耐震診断を実施する事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断等を実施する場合、次に掲げる費用の3分の2以内の額を補助します。 耐震診断士が行う耐震診断費用。ただし、20,000円を限度する。 <p>○木造住宅の耐震改修等事業 (耐震性向上を目的とした耐震改修または耐震建替えを実施する事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修 補強計画の策定を含めて行う場合耐震改修に要する費用(耐震補強の対象とならない工事費用を除く。以下同じ。)に、5分の4を乗じて得た額とする。ただし、1,000,000円を限度とする。 補強計画が策定済みの場合耐震改修に要する費用に、2分の1を乗じて得た額とする。 ・耐震建替え 耐震改修に要する費用相当分(建替え前の住宅に係る居住の用に供している部分の床面積の合計に、22,500円を乗じて得た額)に、5分の4を乗じて得た額とする。ただし、1,000,000円を限度とする。 建替え後の住宅に県産出材を10m3以上使用した場合は、100,000円を加算するものとする。

種 別	名 称	概 要
住居等	芦野石利用促進事業費補助金 (観光商工課) TEL0287-72-6918	【対 象】 町内に住所を有する者が建物の建築、改築及びその敷地に使用する材料として、芦野石を利用する方 【内 容】 住宅または店舗等の内外装材等で芦野石を利用する経費の30%を補助する。 ※芦野石を購入する費用及びそれを施工するための費用 (住宅とその敷地：上限20万円、店舗とその敷地：上限40万円)
結婚支援	とちぎ結婚支援センター会員登録料助成 (生涯学習課) TEL0287-72-6923	【対 象】 ①那須町に住民票がある方。 ②とちぎ結婚支援センターに入会し、助成金申請時に退会していない方。 ③町税を滞納していない方。 【内 容】 とちぎ結婚支援センターに会員登録した町民の方へ会員登録料助成をする。 【助成額】 1万円(1人1回限り)
仕事 (農業)	農業に関すること全般 (一般財団法人那須町農業公社) TEL0287-73-5545	【主な業務内容】 ①就農や農業経営に関する総合相談窓口 ②農業担い手確保・育成事業(就農体験、若手農業者や認定農業者の支援) ③農地利用集積円滑化事業(農地の貸し借りのお手伝い) ④グリーンツーリズム事業(農家民泊、農業体験)

種 別	名 称	概 要
仕事 (起業又は 事業拡大)	ふるさと納税起業家支援事業補助金 (那須町企画財政課まちづくり係) Tel.0287-72-6935 ※募集期間は町ホームページをご確認ください。	町内で起業又は事業拡大する方を支援する補助金 【対 象】 ①町内で起業又は事業拡大をする者 ②町内に住所を有する個人事業主、町内に事業所を有する法人又は起業の日（個人にあっては開業の日又は法人にあっては設立若しくは支店設置の日）に町内に住所又は事業所を有することを予定している個人事業主若しくは法人 ③町税等に滞納がない者 ④寄附による補助額が目標額に達しなくても事業を実施する者 ⑤那須町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくはその構成員に協力し、又は関与する等これに関わりを持たない者 【内 容】 クラウドファンディング型のふるさと納税を活用し、起業家に対し事業に共感する方からふるさと納税を募り集まった資金を補助金として交付する。 【助成額】 クラウドファンディングにより集まった資金全額を募集した翌年度に補助金として交付する。（寄附金額の目標設定額は100万円を下限とする。） ※町が認定する事業についてクラウドファンディングにより資金調達し、翌年度補助金として交付するものです。
移住支援	那須町移住支援補助金 (ふるさと定住課) Tel.0287-72-6955	【制度の概要】 東京23区在住の方又は東京圏から23区に通勤する方が、那須町に移住し、都道府県が移住支援補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人（栃木県の場合「企業情報掲載サイト」内の求人）に就職した場合、または、栃木県内で起業・創業し「地域課題解決型創業支援補助金」の交付決定を受けた場合に、世帯で移住の場合100万円、単身で移住の場合60万円を補助します。 なお、対象となるには複数ある要件に該当する必要があります。申請を希望される方は、必ず下記担当課（0287-72-6955）まで事前に相談の上、申請をしてください。

種 別	名 称	概 要
その他	那須町飼い犬及び飼い猫の避妊 及び去勢手術費補助金 (環境課) TEL0287-72-6916	<p>【対 象】 ①飼い主が、那須町に住民登録をしていること。 ②同一世帯において町税等の滞納がないこと。 ③飼い犬の場合は、狂犬病方法に基づく登録があり、補助対象年度に狂犬病予防注射を受けていること。 ④販売目的で飼養されている犬・猫ではないこと。 ⑤獣医師より避妊・去勢手術を受けていること。</p> <p>【内 容】 〔避妊手術の場合〕 ・犬1頭につき5,000円</p>